

| | | |
|--------------------|--------------|-------------|
| <h1>グリーン調達基準書</h1> | 文 書 番 号 | GEW-0003 |
| | 初 版 発 行 日 | 2004年03月31日 |
| | 第 15 版 発 行 日 | 2021年08月31日 |
| | 発 行 元 | 品質保証部 |

【構成書】

| No. | 名 称 | 内 容 | 頁 | 版 状 態 |
|-----|------------------------|---|---|---------------|
| 1 | 構成書1頁 | | | 15版 |
| 2 | 本文1頁 | | | 15版 |
| 3 | 本文2頁 | 1.目的 2.適用範囲 3.グリーン調達基準 4.お取引先へのお願い事項 | | 15版 |
| 4 | 本文3頁 | 5.問い合わせ先 6.用語の定義 | | 15版 |
| 5 | 本文4頁 | 6.用語の定義(続き) 7.環境記録 | | 15版 |
| 6 | 付属書A-1 | 対象化学物質一覧 | | 15版 |
| 7 | 付属書B-1 | 環境管理物質 不使用証明書 | | GEW0003-F01-2 |
| 8 | 付属書B-2 | 取引先への案内書 | | GEW0003-F02-2 |

【改定管理リスト】

| 発行日 | 改定頁 | 変更・改定内容 | 承認 | 審査 | 担当 |
|------------|--|--|------|-------|-------|
| 2021.08.31 | 本文1頁 付属書A-1 付属書B-1 付属書B-2 | 梱包材規制対象物質 → 梱包材に関する追加事項に変更 「梱包材については、禁止物質、管理物質の対象/用途で該当する物質も含まれます。」のコメントを追加。 梱包材規制対象物質 → 梱包材に関する追加事項に変更 「シチズン電子株式会社 宛」 → 「シチズン電子株式会社/シチズン電子グループ(日本・中国各拠点) 宛」に変更 梱包材規制対象物質 → 梱包材に関する追加事項に変更 「シチズン電子「グリーン調達基準書」(第××版)」 → 「シチズン電子「グリーン調達基準書」(第15版)」に変更 | 渡邊 毅 | 渡辺 茂久 | 岡崎 尚徳 |

【配付履歴】※「文書配付管理台帳」を別途作成する場合には、その旨を記載する。

| 配付日 | 配付先 | 受領日 | 配付日 | 配付先 | 受領日 | 配付日 | 配付先 | 受領日 |
|-----|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | ISO 規程類一覧にて別途管理 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

シチズン電子株式会社

書式 No. GQP-0002-F14-2

| | | | | | | | | |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|
| グリーン調達基準書 | 文書番号 | GEW-0003 | 発行日 | 2021.08.31 | 版番号 | 15版 | 頁 | 1 |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|

1. 本基準書の目的

シチズン電子(以下、弊社という)が「グリーンお取引先」から「グリーン調達品」を優先的に購入するための基準書「グリーン調達基準書」を定めます。「グリーンお取引先」とは、積極的に環境管理活動に取り組んでいるお取引先を示します。

「グリーン調達品」とは、各種環境関連法規制に適合し、かつ環境負荷の少ない調達品(製品、部品、部材、調剤、原材料、梱包および副資材など)を示します。

2. 本基準書の適用範囲

適用範囲は、弊社が指定したすべての調達品に適用します。

3. グリーン調達基準

(1) 調達品の評価

弊社では、調達品の環境管理物質について、そのリスクに応じて禁止物質、管理物質、把握物質、製造工程禁止物質、梱包材に関する追加事項の基準を設けています。

梱包材については、禁止物質、管理物質の対象/用途で該当する物質も含まれます。

調達品は、その分類に応じた管理をお願いします。

1つの物質が複数に分類されていた場合、厳しい方の基準を採用します。

- 1) 禁止物質(付属書 A-I) URL: <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>
- 2) 管理物質(付属書 A-II) URL: <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>
- 3) 把握物質(付属書 A-III) URL: <https://chemsherpa.net/tool#declarable>
(「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」の最新版をご確認ください)
- 4) 製造工程禁止物質(付属書 A-IV) URL: <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>
- 5) 梱包材物質に関する追加事項(付属書 A-V)
URL: <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>
- 6) 適用除外(付属書 A-VI)

(2) 環境管理体制の確認

外部認証機関による認証取得(ISO14001 など)の有無にかかわらず、環境管理のシステムを持つか、又は具体的な取得計画があるかを確認いたします。

また、二次以降のお取引先に対しては、弊社のお取引先(一次)が責任を持って「グリーン調達基準書」の要求事項に対応していただきます。

4. お取引先へのお願い事項

(1) グリーン調達品の確認と書面の提出

1) 環境活動調査表

お取引先の環境管理体制や工程中の有害物質不使用の確認をするため、弊社購買部門より、調査の必要に応じて「環境活動調査表」の提出をお願いします。

2) 環境管理物質 不使用証明書

禁止物質、又は閾値を超える管理物質の環境管理物質を含有している調達品は購入できません。

また、製造工程禁止物質を使用した工程で製造された調達品は購入できません。

取引開始にあたり、事前に環境管理物質に対応した「環境管理物質 不使用証明書」の提出をお願いします。

提出書類は下記の URL からダウンロードしてください。

URL: <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>

3) chemSHERPA-CI/AI

弊社へ納入される個々の調達品について、原則として JAMP が推奨する情報伝達シートの提出をお願いします。

成分は 100%開示していただくことを原則とします。JAMP が推奨する情報伝達シート、次の URL を参照してください。

URL: <https://chemsherpa.net/tool>

4) SDS

化学物質の名称、物理化学的特性、危険有害性、取り扱い上の注意等について、情報を記載したシート。

改定があった場合は、弊社よりご依頼の有無に係わらず最新版(GHS 対応)の提出をお願いします。

5) ミルシート

鋼材の検査証明書の提出をお願いします。

| | | | | | | | | |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|
| グリーン調達基準書 | 文書番号 | GEW-0003 | 発行日 | 2021.08.31 | 版番号 | 15版 | 頁 | 2 |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|

4. お取引先へのお願い事項(続き)

6)精密分析データ(下記表1.参照)

- ・均質材料(均質材質)毎の分析をお願いします。
- ・メッキ処理後はメッキ被膜が薄すぎて完全に分離することができないため、金属基材に表面処理(メッキ)をしたもので分析してください。但し、メッキ液の分析データは認められません。
- ・インク塗料、接着剤などの液状材料は、乾燥又は硬化させた状態で分析をお願いします。物質の濃度は乾燥後や硬化後が変わる可能性があります。
- ・系半田、棒半田、半田ペーストなどは、合金とフラックスを分けて分析をお願いします。合金はRoHS、フラックスはRoHSとハロゲンを順守しなければならないためです。
- ・「内梱包材」のフタル酸エステル類(DEHP, BBP, DBP, DIBP)は、製品に直接触れるもののみが対象です。
- ・梱包材について、弊社使用目的が「内梱」であるか、「外梱」であるかは環境調査担当者よりご連絡いたします。
- ・分析方法として、蛍光X線(XRF)分析法は認められません。
- ・分析機関は、ISO/IEC 17025 認定の第三者分析機関にご依頼ください。
- ・分析データの言語は英語をお願いします。複数の言語の併記であれば、英語を含んでください。
- ・分析データの有効期限は測定日から1年以内とします。1年毎の更新をお願いします。
- ・弊社顧客要求により、下記対象物質以外の要求があった場合や有効期限が指定された場合等には、分析データの提出をお願いすることがあります。(分析方法は別途提示します)
例:ヒ素(ガラスのみ)、ベリリウム(金属および合金)、PFOS、PFOA(インク/塗料)等
- ・分析データのサンプル写真は、カラーをお願いします。
- ・分析データの修正、偽装等は固く禁じます。
- ・分析報告にかかる費用は、お取引先のご負担とさせていただきます。

表1.精密分析

| 分析方法 | IEC62321 | | | | | | | | | | EN14582 | |
|----------------------|----------------|----|------|----|-----|------|------|-----|-----|------|---------|----|
| | RoHS 指令/容器包装指令 | | | | | | | | | | ハロゲン | |
| 法令 | Cd | Pb | Cr6+ | Hg | PBB | PBDE | DEHP | BBP | DBP | DIBP | Br | Cl |
| 対象物質 | | | | | | | | | | | | |
| 金属、セラミック ガラス、メッキ等 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 上記以外 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 内梱包材 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 外梱包材 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |

7)その他の書面の提出

- ・環境調査担当者より、個別の調達品、用途により、本基準書に含まれていない内容に関する文書の提出をお願いすることがあります。(提出書面の種類、提出期限、提出先などを個別にご案内いたします)
- ・法規制などの変更に伴い、各種保証書や情報伝達シートを再提出していただくことがあります。

(2)情報の取り扱いについて

ご提出いただいた資料は、弊社から顧客に提出する場合がありますので、予めご了承をお願いします。

(3)仕様書等への記載のお願い

弊社に提出いただく仕様書/図面等に、「シチズン電子『グリーン調達基準書』に準拠しています」と明記ください。

(4)「グリーン調達基準書」と異なる基準でのご協力お願い

弊社顧客からの個別要求、又は国内外の法規制対応により、本基準書と異なる基準での対応をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5)環境不適合発生時のお願い

調達品に禁止物質の含有、管理物質の閾値を超える含有など環境不適合が発生した場合は、速やかに弊社購買部門にご連絡をお願いします。

(6)環境に関する変更発生時の連絡

弊社に納入する調達品に変更が発生した場合は、変更内容を事前に弊社購買部門にご連絡をお願いします。

(7)お取引先からの協議要請

お取引先からの協議要請があった場合は、別途検討させていただきます。

(8)「グリーン調達基準書」の改定

- ・改定時には、「環境管理物質 不使用証明書」及び、「確認書」のご提出をお願いします。
- ・「グリーン調達基準書」及び付属書は、予告なく改定する場合があります。ご使用の際は、以下の URL より最新版を入手ください。

URL:<http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>

| | | | | | | | | |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|
| グリーン調達基準書 | 文書番号 | GEW-0003 | 発行日 | 2021.08.31 | 版番号 | 15版 | 頁 | 3 |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|

5. お問い合わせ先

「グリーン調達基準書」に関するお問い合わせは下記へお願いします。

シチズン電子株式会社 品質保証部 ISOシステム課
〒403-0001 山梨県富士吉田市上暮地 1-23-1
E-mail:cej-kankyo@ml.citizen.co.jp

6. 用語の定義

| 用語 | 定義 |
|-------------------|--|
| 環境管理物質 | 部品・原材料に含有される物質、また、製造時に使用される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響(側面)を持つと当社が判断した物質。 禁止物質、管理物質、把握物質、製造工程禁止物質に分類する。 |
| 禁止物質 | 国内外の法規で使用、製造禁止が行われているもので、納入品への含有/付着を無条件で禁止する物質。 |
| 管理物質 | 国内外の法規、当社自主規制の対象物質で、使用用途毎に含有の禁止/閾値が設定されている物質。 |
| 把握物質 | 使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処置等を考慮すべき物質。意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度について把握すべき物質。 |
| 製造工程禁止物質 | 部品・原材料の製造工程において、使用をしてはならない物質。 |
| 含有 | 化学物質が添加、充填、混入、及び付着により部品、製品等に残存すること。意図的添加であるか否かは問わない。 |
| 不純物 | 天然素材中に含まれ、工業材料として精製過程で技術的に除去できない化学物質、又は精製過程や合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない化学物質。 |
| 意図的添加 | 特定の特性、外観、性質、及び品質を得る目的のために、意図して添加すること。但し、部品、製品等に残存する場合に限る。不純物は意図的添加に含まれない。 |
| 閾値 | 管理が要求される条件又は濃度限界値。物質の存在が容認される最大濃度レベル。 |
| 精密分析 | 精密分析は高精度の装置を使用する試験であり、特定物質の概算濃度を示すXRF装置等を使用するスクリーニング試験とは異なる場合がある。具体的な分析装置としてAAS、ICP、IC、無機化合物向けのUV/VIS、及び有機化合物向けのGC/MSが挙げられる。 |
| 有機化合物 (有機材料) | 分子が炭素原子を含有する化学化合物である有機化合物の総称。プラスチック、ゴム、インク等が挙げられる。 |
| 無機化合物 (無機材料) | 化学化合物が(上述の通りの)有機化合物ではない無機化合物の総称。金属、合金、セラミック等が挙げられる。 |
| 分析データ | 分析機関が発行する分析データ。 |
| 均質材料(均質材質) | 全てに均一な構成物。1つの材料で、機械的な行為(ネジ外し、切断、押しつぶし、破碎、研磨加工等)により、異なる材料に分解できない材料。 均質材料の例:プラスチック、セラミック、ガラス、金属、紙、板、樹脂、塗装等。 |
| 梱包材 | 弊社が梱包目的で購入する部材。 |
| 部品 | 完成品(化学品、及び/又は部品を組み合わせたり、加工したりして製造した最終の成形品)に至るまでの成形品。 |
| 材料 | 製品、又は部品中の物質、又は混合物。 |
| 成形品(アーティクル) | 製造中に与えられた特定の形状、外見、又はデザインがその化学組成の果たす機能よりも最終使用の機能を大きく決定付けている物体。 |
| 製品 | 組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す部品、及び完成品。 |
| プラスチック | 合成高分子物質から形成されている材料あるいは素材で、繊維、フィルム、粘着テープ、成形製品、合成ゴム製品、植物原料プラスチック、接着剤などがある。 天然の樹脂が上記の合成高分子物質と合成された場合は、プラスチックとする。 |
| ISO/IEC17025 分析機関 | 「ISO/IEC17025 試験所及び構成機関の能力に関する一般要求事項」に適合していることを第三者機関により認定された分析機関。 |
| IEC62321 | IEC(国際電気標準会議)が定める「電気機件製品内の特定物質の定量」規格。 |
| SVHC | Substance of Very High Concern(高懸念物質)の略。 REACH規則59条の手続きにより定められる認可対象候補物質(SVHC)で、REACH規則57条で規定される特性を有する物質から選定された物質。 |
| JAMP | The Joint Article Management Promotion-consortiumの略。アーティクルマネジメント推進協議会。 |

| | | | | | | | | |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|
| グリーン調達基準書 | 文書番号 | GEW-0003 | 発行日 | 2021.08.31 | 版番号 | 15版 | 頁 | 4 |
|-----------|------|----------|-----|------------|-----|-----|---|---|

6. 用語の定義(続き)

| 用語 | 定義 |
|---------------------------|--|
| chemSHERPA AI | JAMP が提供する成形品(アークティック)の含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シート。「法規等の名称」管理対象物質の「含有有無」「物質名」「CAS 番号」「濃度」などの情報を記載し、サプライチェーン内で使用する。 |
| chemSHERPA CI | JAMP が提供する、化学物質、混合物の含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シート。「法規等の名称」管理対象物質の「含有有無」「物質名」「CAS 番号」「濃度」などの情報を記載する。情報伝達に SDS と合わせて使用することがある。 |
| SDS | 安全データシート(Safety Data Sheet)のことで、従来 MSDS と呼んでいた。有害性のおそれがある化学物質を含む製品において対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。 |
| GHS | The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム。化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート(SDS)による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。国際連合(国連)GHS 小委員会において検討され、2002 年に国連 GHS 文書として策定し、2003 年に発行された。 |
| ミルシート | 鋼材の材質を証明した書類。 |
| CAS No.(CAS 番号) | Chemical Abstract Service registry Number の略。 米国化学会の CAS(Cheical Abstract Service)が運営、管理する化学物質登録システムから付与された化学物質に固有の数値識別番号。 |
| 化審法 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 |
| TSCA | 米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act: TSCA) |
| EU-ELV 指令 | EU End of Life Vehicle 指令の略。使用済み自動車に関する欧州連合(EU)指令。再資源化の妨げになる有害化学物質を製品の設計・製造の段階でなくすことを目的とする。鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等が規制対象。 |
| RoHS 指令 | Restriction of Hazardous Substances 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する EU の指令。 |
| EU-REACH 規則 | EU Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals 欧州化学物質規制「化学品の登録、評価、認可、及び制限に関する欧州議会及び理事会規則(EC)No 1907/2006」。 |
| GADSL | Global Automotive Declarable Substance List の略。 |
| IEC62474 | 自動車に使用され法規制されている、又は使用が好ましくない物質で、情報開示を化学品業界と自動車業界で合意された物質リスト。URL:http://www.gadsl.org IEC(国際電気標準化会議)の TC111 委員会で定められた含有化学物質開示手順に関する国際規格。電子電機製品の含有化学物質の情報伝達。 |
| MDR:(EU) 2017/745 | EU における医療機器に関する規則(MDR)の ANNEX I 10.4 に指定される物質。 (1)CLP 規則((EC)1272/2008)ANNEX VI part 3 の CMR Category 1A と 1B 物質 (2)REACH 規則((EC) 1907/2006)第 59 条でヒトに対する内分泌かく乱に基づき認可対象候補物質リストに記載されるもの (3)殺生物性製品規則 (BPR)第 5 項(3)の最初のサブパラグラフに従って欧州委員会が承認する委任法令によるもの |
| California Proposition 65 | Proposition 65 とはカリフォルニア州市民にがん、先天異常又は生殖障害を引き起こすことが知られている化学品への重大な曝露から保護することを目的とする法律です。 |
| 揮発性有機化合物(VOC) | VOC とは、volatile organic compounds の略で、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称である。具体例としてトルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。 |
| GB 規格 | GB 規格とは「中国国家標準規格」の通称です。GB30981、GB33372、GB38507、GB38508 は対象製品の VOC 含有の制限を規定した規格である。 |

7. 環境記録

1)以下は環境記録として保持する。

| 記録名 | 関連項目 |
|---------------|---------|
| 対象化学物質一覧 | 付属書 A-1 |
| 環境管理物質 不使用証明書 | 付属書 B-1 |
| 取引先への案内書 | 付属書 B-2 |

| GEW-0003 付属書 A-I 対象化学物質一覧 記載例 AppendixA list of target chemical substances | | | |
|--|--------------|---|---|
| | 管理番号 | 物質グループ名 | Substance group name |
| 付属書 A-I_禁止物質 AppendixA- I _Banned substances 附属書 A-I_禁止物質 | 001 | オゾン層保護法 特定物質_議定書附属書 A グループ I (特定フロン CFC) (ODS) | Ozone Layer Protection Act Specified Substances _ Protocol Annex A Group I (Specific Fluorocarbons) (ODS) |
| | 002 | オゾン層保護法 特定物質_議定書附属書 A グループ II | Ozone Layer Protection Act Specified Substances-Protocol Annex A Group II |
| 付属書 A-II_管理物質 AppendixA-II_2) Substances to be controlled 附属書 A-II _制御物質 | 001 | 電池(バッテリー)EU・電池指令 (2006/66/EC)(対象:鉛、水銀、カドミウム) | BatteriesEuropean Union. Batteries Directive 2006/66/EC.(Pb,Hg,Cd) |
| | 002 | カドミウム及びその化合物 | Cadmium and cadmium compounds |
| | 003 | — | — |
| 付属書 A-III_把握物質 Appendix A-III _Monitored substances 附属書 A-III_制御物質 | LR01 | 日本 化審法 第一種特定化学物質 | Class I Specified Chemical Substances under the Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacturer, etc. (CSCL) (Japan) |
| | LR02 | — | — |
| 付属書 A-IV_製造工程 禁止物質/使用回避物質 Appendix A-IV _Substances banned in manufacturing processes/ Substances to avoid use 附属書 A-IV_製造工程 禁止使用物質/使用回避物質 | 製造工程 禁止物質 | — | — |
| 付属書 A-V_梱包材 AppendixA-V _Packing material 附属書 A-V_包装材料 | 梱包材 | 容器包装指令 「包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令」 (対象:鉛、水銀、カドミウム、六価クロム) (梱包材に関する追加事項) | European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December, 1994 on packaging and packaging waste (Pb,Hg,Cd,CrVI) (Additional rules for packaging materials) |
| 付属書 A-VI_欧州 RoHS 指令適用除外 (ANNEXIII) Appendix A-VI_EU RoHS Directive(ANNEXIII) 附属書 A-VI_欧州 RoHS 指令適用除外 (ANNEXIII) | 1~44 | — | — |

シチズン電子株式会社／シチズン電子グループ(日本・中国各拠点) 宛

環境管理物質 不使用証明書

| | | | | |
|--------|---|----|---|---|
| 日付 | : | 年 | 月 | 日 |
| 会社名 | : | 社印 | | |
| 所在地 | : | | | |
| 責任者名 | : | | | |
| E-mail | : | | | |
| TEL | : | | | |

当社は、当社(当社の子会社・関係会社を含む)が、貴社に直接又は第三者を通して納入する全ての調達品にシチズン電子「グリーン調達基準書 第15版」の下記付属書に記載されている環境管理物質が含まれていないことを証明いたします。

記

- 付属書 A-I : 禁止物質
- 付属書 A-II : 管理物質(閾値を超える)
- 付属書 A-IV : 製造工程禁止物質
- 付属書 A-V : 梱包材に関する追加事項

【対象品】

| No. | 調達品名 | 部品コード等 |
|-----|------|--------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |

※品数が多い場合、対象品リストを別紙添付ください。

シチズン電子株式会社

書式 No. GEW-0003-F01-2

2021/08/31

お取引先各位

シチズン電子株式会社
生産統括部 部長 米山光明
(部門名) (役職者氏名)

シチズン電子「グリーン調達基準書」(第 15 版)発行のご案内と、「確認書」「環境管理物質 不使用証明書」提出のお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社のグリーン購買活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度 2021 年 08 月 31 日付けて、シチズン電子「グリーン調達基準書」(第 15 版)を発行いたしました。
つきましては、「確認書」、「環境管理物質 不使用証明書」のご提出をお願いいたします。

敬具

記

1. ご提出いただく資料

①「確認書」:本シートの最下参照

②「環境管理物質 不使用証明書」:別紙添付参照

上記①、②をご記入、ご捺印のうえ、折り返しメールにてご送付(PDF 必須)くださいますようお願い申し上げます。

2. 最新版 シチズン電子「グリーン調達基準書」の掲載場所のご案内

以下の URL に掲載させていただいております。

<http://ce.citizen.co.jp/csr/environment/green.html>

3. 仕様書等への記載について

弊社に仕様書等を提出いただく際の環境管理物質の使用禁止物質に関しては、下記を明記ください。

「シチズン電子発行の『グリーン調達基準書 (GEW-0003)』」に準拠しています。

尚、記載箇所等の詳細は、弊社設計担当にご確認願います。

4. 成分表が変更になる場合

本件により、既にご提出いただいている成分表が変更になる場合、改めて chemSHERPA をご提出ください。

作成方法は、上記 URL「シチズン電子(株)提出用 作成方法説明資料『chemSHERPA CI/AI Ver.(最新版)』」を
ご参照ください。

5. 貴社のお取引先様へのご連絡のお願い

必要に応じて、改定した内容を貴社のお取引先様にご連絡をお願いいたします。

6. 本件に関するお問い合わせ先

シチズン電子株式会社 品質保証部 ISO システム課

所在地 :〒403-0001 山梨県富士吉田市上暮地 1-23-1

TEL :0555-23-4178

E-mail :cej-kankyo@ml.citizen.co.jp

確認書

シチズン電子株式会社 行

「シチズン電子『グリーン調達基準書』(第 15 版)発行のご案内と、『確認書』『環境管理物質 不使用証明書』提出のお願い」
により、シチズン電子「グリーン調達基準書」(第 15 版)の内容を確認いたしました。

確認日 : 年 月 日

会社名 : 印

責任者役職 :

責任者氏名 : 印

シチズン電子株式会社

以上
書式 No. GEW-0003-F02-2